

「育児・介護休職サポート応援金」の導入について



2026年2月2日
東レ株式会社

東レ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：大矢 光雄、以下「東レ」）は、育児や介護に携わる従業員が安心して休職制度を利用できる職場環境の実現を目指し、2026年4月1日より「育児・介護休職サポート応援金」を導入します。

この制度は、育児休職または介護休職を連続30日以上取得する従業員の業務をサポートする従業員に対して、休職取得者の取得期間に応じて最大30万円を、業務をサポートした従業員に分配して支給するというものです。

東レは、経営戦略の一つとして「人を基本とする経営」を掲げ、従業員の多様なライフスタイルを尊重した制度整備を進めてきました。特に育児・介護分野においては、法定を上回る水準^{※1}で整備し、ワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

一方で、育児休職や介護休職を取得する際、同僚への業務負担に対する心理的なためらいを感じるとの意見が社内アンケートで見受けられました。また、経営層と従業員の直接対話の場でも、休職中の業務カバーに対する支援を求める声も寄せられていました。

こうした背景を踏まえ、休職者の業務をサポートする従業員への感謝を表すとともに、制度利用者の心理的負担を軽減するため、本制度を導入します。

東レは今後も、誰もが両立支援制度を利用しやすい企業風土づくりに取り組んでまいります。

■「育児・介護休職サポート応援金」の概要

支給対象：

育児休職または介護休職を連続30日以上取得する従業員の業務をサポートする従業員

支給金額：

休職取得者の取得期間に応じ、最大30万円を、業務をサポートした従業員に分配して支給

〈例〉育児休職を6か月(180日)取得した従業員の業務を同僚3名が担当した場合、30万円を3名で分配して支給

導入時期：

2026年4月1日

※1 東レの育児や介護に関連する制度について

制度一覧参考：[東レ株式会社 CSR活動報告「社員が働きやすい企業風土づくり」](#)

<育児との両立支援（一例）>

- 産前産後休暇（出産予定日の8週間前から出産後8週間まで休暇が取得可能）
- 育児休職（保育所を利用しようとする場合、満2歳に到達した月の末日まで取得可能）
- 配偶者出産休暇（配偶者が出産する場合に3日間の有給休暇が取得可能）
- 育児短時間勤務（子女が小学6年生の年度末に達するまでの間、利用が可能）
- キッズサポート休暇（子女が小学6年生の年度末に達するまでの間、1子につき5日/年の休暇が取得可能）
- ベビーシッター費用補助（提携のベビーシッター会社・託児所で使用できるクーポン券を70%引きで購入が可能） など

<介護との両立支援>

- 介護休職（1事由につき通算365日間まで取得が可能。分割取得も可）
- 介護短時間勤務（1事由につき、初回の利用開始日から5年間で複数回数取得が可能）
- 介護休暇（自身以外に妥当な介護人がいない場合、年間10日間まで取得が可能）
- 介護特別休暇（翌年度に持ち越せない未使用の年次有給休暇を積み立てた休暇を、介護事由で取得することが可能）
- 自治体の介護支援情報の紹介（社内福利厚生サイト上で自治体ごとの行政サービスなどの介護支援情報を検索することが可能） など

以 上

本件に関するお問合せ 

東レ公式SNS



no+e

 **Toray Group**

Copyright © 2026 TORAY INDUSTRIES, INC.